

第5号議案

電源接続案件募集プロセスにおける接続検討回答に関わる様式の制定について

(案)

業務規程第81条および送配電等業務指針第122条ならびに電源接続案件募集プロセスの募集要領に基づく、接続検討回答に関わる様式を新たに定め、業務に適用する。

1. 新たに定める様式

- B P 2 接続検討回答書【当機関回答用】
- B P 3 「接続検討回答書」の注意事項説明書【当機関回答用】
- B P 4 接続検討申込みに対する回答について（入札前）【一般送配電事業者用】
- B P 5 「接続検討回答書」の注意事項説明書【一般送配電事業者用】
- B P 6 別添 接続検討回答書（高圧版）【一般送配電事業者用】
- B P 7 別添 接続検討回答書（特別高圧版）【当機関・一般送配電事業者共通】

2. 適用開始日

現在実施中の電源接続案件募集プロセスより適用する。

以 上

- 別紙1 B P 2 接続検討回答書【当機関回答用】
- 別紙2 B P 3 「接続検討回答書」の注意事項説明書【当機関回答用】
- 別紙3 B P 4 接続検討申込みに対する回答について（入札前）【一般送配電事業者用】
- 別紙4 B P 5 「接続検討回答書」の注意事項説明書【一般送配電事業者用】
- 別紙5 B P 6 別添 接続検討回答書（高圧版）【一般送配電事業者用】
- 別紙6 B P 7 別添 接続検討回答書（特別高圧版）【当機関・一般送配電事業者共通】

●●●株式会社
●●●● 殿

電力広域的運営推進機関
系統アクセス室長 ●●●

接続検討回答書

当機関は、●●県●●エリアにおける電源接続案件募集プロセスに関する貴社の接続検討申込みについて、業務規程第8 1条第3項が準用する同規程第2節の規定に基づき、●●電力株式会社に対して接続検討の実施を依頼し、その検討結果（別添1「接続検討の検討結果の報告」）について、妥当性を確認し、検証いたしました。

つきましては、当機関は、業務規程第8 1条第3項が準用する同規程第7 2条第1項に基づき、別添2「妥当性確認結果」のとおり、確認及び検証の結果について、ご回答いたします。

なお、事業性評価や発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、「募集要領」及び「注意事項説明書」の記載事項を踏まえた上で、ご検討ください。ご不明点やご質問等は、担当者までお問い合わせください。

<妥当性の確認・検証結果の概要等>

1. 申込概要

- (1) 受付番号：●●●●
(2) 受付日：●●●●

2. 妥当性の確認・検証結果の概要

	確認・検証項目	確認・検証の結果・理由
(1)	申込者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合の理由及び代替案	()
(2)	連系点・送電線ルートを選定理由や、工事の必要性和設備規模	()
(3)	概算工事費、工事費負担金概算（工事費負担金の対象範囲）	()
(4)	所要工期	()
(5)	申込者に求める対策の必要性及び工事の内容[申込者に対策を求めている場合]	()
(6)	検討対象年度、検討断面等の前提条件	()
(7)	運用上の制約の根拠 [制約がある場合]	()

(8)	その他接続検討結果に記載されている事項	()
-----	---------------------	-----

※判断した理由について特記すべき事項を()内に補記

3. 別添資料

(別添1) 接続検討の検討依頼結果の報告 (検討者: ●●電力株式会社)

(別添2) 妥当性確認結果

4. その他連絡事項

以 上

担当: 系統アクセス室 ●●

TEL:

Email:

●●●●株式会社
●●●● 殿電力広域的運営推進機関
系統アクセス室長●●●

「接続検討回答書」の注意事項説明書

1. 当機関は、「接続検討回答書」（以下「本回答書」といいます。）によって、系統連系をお約束するものではありません。系統連系にあたっては、●●県●●エリアにおける電源接続案件募集プロセスの募集要領に基づく手続が必要となります。また、本回答書に記載する「申込者に必要な対策」が具備されている必要があります。
2. 本回答書の内容は、募集要領の決定時点における系統条件で、全ての応募者が連系等を行うことを前提とし机上検討した結果であり、入札後の再接続検討の結果が本回答書の内容（工事費負担金、所要工期、申込者に必要な対策等）と異なる可能性があることにご留意ください。
3. 電源接続案件募集プロセス完了後の詳細な現地調査、用地交渉及び作業停止調整の結果等により、工事費負担金及び所要工期が変更となる可能性があります。
4. 発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、上記の事項を踏まえたうえで、ご検討下さい。
5. 本回答書に含まれる内容は、守秘性の高い情報が含まれており、本回答書に基づき知りえた情報についての目的外利用、第三者への漏えい等を禁止します。本回答書の目的外利用、第三者への漏えい等に基づき、当機関、一般送配電事業者その他の第三者に損害が発生した場合には、損害賠償の責任が発生する可能性があることにご留意ください。

(その他特記事項)

以上につき、ご不明点やご質問等がございましたら、担当者までお問い合わせください。

以 上
担当：系統アクセス室
○○ ○○
TEL：○○ - ○○ - ○○
Email：○○@○○

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇長 殿

●●電力株式会社
〇〇〇長
〇 〇 〇 〇 印

接続検討申込みに対する回答について
(入札前)

当社は、●●県●●エリアにおける電源接続案件募集プロセスに関する貴社の応募申込み（接続検討の申込み）に対して、接続検討が完了しましたので、別添「接続検討回答書」のとおりご回答いたします。

なお、本検討結果に係る貴社の事業性評価や発電事業に必要な土地や発電設備の手配等に当たっては、「募集要領」及び「注意事項説明書」の記載事項を踏まえたうえで、ご検討下さい。ご不明点やご質問等は、担当者までお問い合わせください。

以上

担当 〇〇

TEL : 〇〇 - 〇〇 - 〇〇

Email : 〇〇@〇〇

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇長 殿

●●電力株式会社
〇〇〇長
印

「接続検討回答書」の注意事項説明書

1. 当社は、「接続検討回答書」（以下「本回答書」といいます。）によって、系統連系をお約束するものではありません。系統連系にあたっては、●●県●●エリアにおける電源接続案件募集プロセス募集要領に基づく手続が必要となります。また、本回答書に記載する「申込者に必要な対策」が具備されている必要があります。
2. 本回答書の内容は、募集要領の決定時点における系統条件で、全ての応募者が連系等を行うことを前提とし机上検討した結果であり、入札後の再接続検討の結果が本回答書の内容（工事費負担金、所要工期、申込者に必要な対策等）と異なる可能性があることにご留意ください。
3. 電源接続案件募集プロセス完了後の詳細な現地調査、用地交渉及び作業停止調整の結果等により、工事費負担金及び所要工期が変更となる可能性があります。
4. 発電事業に必要な土地や発電設備の手配等にあたっては、上記の事項を踏まえたうえで、ご検討下さい。
5. 本回答書に含まれる内容は、守秘性の高い情報が含まれており、本回答書に基づき知りえた情報についての目的外利用、第三者への漏えい等を禁止します。本回答書の目的外利用、第三者への漏えい等に基づき、当社その他の第三者に損害が発生した場合には、損害賠償の責任が発生する可能性があることにご留意ください。

（その他特記事項）

以上につき、ご不明点やご質問等がございましたら、担当者までお問い合わせください。

以 上
担当:〇〇 〇〇
TEL:〇〇-〇〇-〇〇
Email:〇〇@〇〇

接続検討回答書

(高圧版)

様式 BP6 (高圧)-2016●●●●

回答日 年 月 日

1. 申込者等の概要

申込者	
応募受付番号	
子エリア	
検討者	

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所 (住所)	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

(2) 系統連系工事の概要 (工事費負担金工事以外も含めた全ての工事)

(a) 工事概要図

(b) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(c) 工事の必要性と設備規模：

(3) 概算工事費

○概算工事費の総額

・概算工事費の総額 ●●●●千円（消費税等相当額 ●●●千円を含む） ※1

a. 入札対象工事	●●●●千円（消費税等相当額を除く）
●●線増強工事	●●●●千円
●●線増強工事	●●●●千円
●●変電所●号変圧器増設	●●●●千円
開閉所新設	●●●●千円

b. 電源線工事	●●●●千円（消費税等相当額を除く）
架空線工事	●●●●千円
地中線工事	●●●●千円
変電設備工事	●●●●千円
給電設備工事	●●●●千円
通信設備工事	●●●●千円
計量設備工事	●●●●千円
その他	●●●●千円

c. 変電所・バンク逆潮流対策工事	●●●●千円（消費税等相当額を除く）
-------------------	--------------------

d. その他供給設備工事	●●●●千円（消費税等相当額を除く）
●●線増強工事	●●●●千円
●●線増強工事	●●●●千円
●●変電所●号変圧器増設	●●●●千円

※1：全ての応募者が連系を行うことを前提とした場合の工事費。

(4) 工事費負担金概算

○新費用負担ルールにおける工事費負担金概算

①. 入札対象工事の特定負担額 ●●●●千円 (消費税等相当額●●●千円を含む)

a	入札対象工事(工事概要図参照)	●●●●千円 (消費税等相当額を除く) ※1
	●●線増強工事	●●●●千円
	●●線増強工事	●●●●千円
	●●変電所●号変圧器増設	●●●●千円
	開閉所新設	●●●●千円

②. 入札対象工事を除く工事の特定負担額 (一般負担の上限額超過分は含まない)

●●●千円～●●●●千円 (消費税等相当額●●●千円を含む)

a.	電源線工事(工事概要図参照)	●●●千円～●●●千円 (消費税等相当額を除く) ※2		
	設備区分	単独連系の場合	電源線を共用する場合	
			容量按分負担時	全額負担時
	架空線工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	地中線工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	変電設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	給電設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	通信設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	計量設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

b.	変電所・バンク逆潮流対策工事 (工事概要図参照)	●●●●千円 (消費税等相当額を除く) ※3
----	-----------------------------	------------------------

c.	その他供給設備工事 (工事概要図参照)	●●●●千円～●●●●千円 (消費税等相当額を除く) ※4		
	設備区分	単独連系の場合	供給設備を共用する場合	
			容量按分負担時	全額負担時
	●●線増強工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	●●線増強工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	●●(変)●号変圧器増設	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

③. 一般負担の上限額超過分※5 ※6 ●●●千円～●●●千円 (消費税等相当額●●●千円を含む)

一般負担の上限額超過分	単独連系の場合	設備を共用する場合	
		容量按分負担時	全額負担時
	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

(入札対象工事の工事費負担金について)

※1：全ての応募者が連系を行うことを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額の全額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過している場合には、募集容量相当の電源が連系することを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額の全額。

(電源線工事の工事費負担金について)

※2：それぞれの区分における電源線工事の工事負担金の算出方法は以下のとおり。

- ① 単独連系の場合 応募者が単独で連系した場合の電源線の工事費用全額
- ② 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となる電源線の工事費用を応募者の最大受電電力で按分した額
- ③ 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となる電源線の工事費用全額

(変電所・バンク逆潮流対策工事の工事費負担金について)

※3：全ての応募者が連系を行うことを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額

(その他供給設備工事の工事費負担金について)

※4：それぞれの区分におけるその他供給設備工事の工事費負担金の算出方法は以下のとおり。

- ① 単独連系の場合 応募者が単独で連系した場合のその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額の全額
- ② 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額を応募者の最大受電電力で按分した額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過する場合（子エリアの募集容量を超過する場合を含む）、対象エリア内の個々の共用設備の特定負担額の算定にあたっては、超過分の電源は連系しないものとする。
- ③ 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額の全額

(一般負担の上限額超過分について)

※5：一般負担の上限額超過分とは、費用負担ガイドラインによる「一般負担のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」を超えた額をいう。

※6：一般負担の上限額超過分は、それぞれの対策工事の一般負担額を応募者に割り付けて算出する。それぞれの区分における応募者への割付方法は以下のとおり。

- ① 入札対象工事にかかる一般負担額 過去の実績を踏まえ、「応募者の最大受電電力の合計値の●%（連系見込量）」の電源が連系することを前提に、入札対象工事の一般負担額を応募者の最大受電電力で按分して算出。但し、「応募者の最大受電電力の合計値の●%」が募集容量を超過する場合には、募集容量相当の電源が連系することを前提に算出する。（●%は、広域機関と協議して決定したもの）
- ② その他供給設備にかかる一般負担額
 - (a)単独連系の場合 貴社が単独で連系した場合のその他供給設備工事の一般負担額の全額
 - (b)設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備工事の一般負担額を応募者の最大受電電力で按分した額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過する場合（子エリアの募集容量を超過する場合を含む）、対象エリア内の個々の共用設備の一般負担額の割付にあたっては、超過分の電源は連系しないものとする。
 - (c)設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備工事の一般負担額の全額

○旧費用負担ルールにおける工事費負担金概算

①. 入札対象工事の特定負担額 ●●●●千円（消費税等相当額●●●千円を含む）

a. 入札対象工事(工事概要図参照)	●●●●千円（消費税等相当額を除く）※1
●●線増強工事	●●●●千円
●●線増強工事	●●●●千円
●●変電所●号変圧器増設	●●●●千円
開閉所新設	●●●●千円

②. 入札対象工事を除く工事の特定負担額

●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額●●●千円を含む）

a. 電源線工事(工事概要図参照)	●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額を除く）※2		
設備区分	単独連系の場合	電源線を共用する場合	
		容量按分負担時	全額負担時
架空線工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
地中線工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
変電設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
給電設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
通信設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
計量設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

b. 変電所・バンク逆潮流対策工事 (工事概要図参照)	●●●●千円（消費税等相当額を除く）※3
--------------------------------	----------------------

c. その他供給設備工事 (工事概要図参照)	●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額を除く）※4		
設備区分	単独連系の場合	供給設備を共用する場合	
		容量按分負担時	全額負担時
●●線増強工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
●●線増強工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
●●(変)●号変圧器増設	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

(入札対象工事の工事費負担金について)

※1：全ての応募者が連系を行うことを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額の全額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過している場合には、募集容量相当の電源が連系することを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額の全額。

(電源線工事の工事費負担金について)

※2：それぞれの区分における電源線工事の工事負担金の算出方法は以下のとおり。

- ① 単独連系の場合 応募者が単独で連系した場合の電源線の工事費用全額
- ② 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となる電源線の工事費用を応募者の最大受電電力で按分した額
- ③ 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となる電源線の工事費用全額

(変電所・バンク逆潮流対策工事の工事費負担金について)

※3：全ての応募者が連系を行うことを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額

(その他供給設備工事の工事費負担金について)

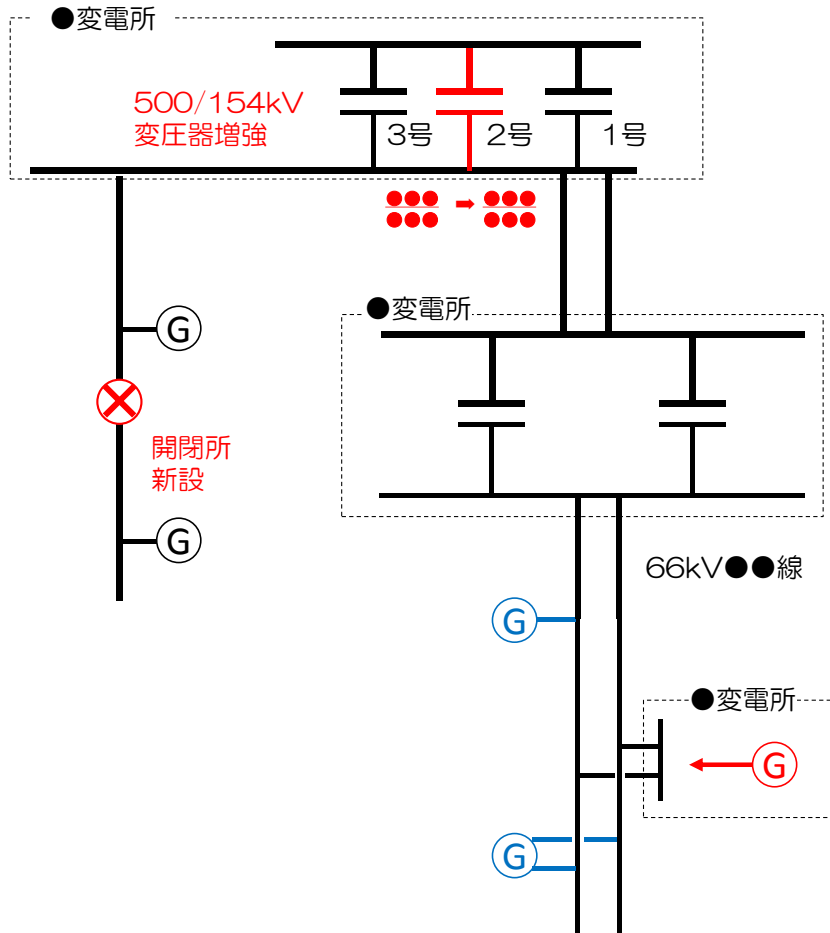
※4：それぞれの区分におけるその他供給設備工事の工事費負担金の算出方法は以下のとおり。

- ① 単独連系の場合 応募者が単独で連系した場合のその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額の全額
- ② 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額を応募者の最大受電電力で按分した額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過する場合（子エリアの募集容量を超過する場合を含む）、対象エリア内の個々の共用設備の特定負担額の算定にあたっては、超過分の電源は連系しないものとする。
- ③ 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額の全額

○入札対象工事 工事概要図

全ての応募者が連系された場合の工事概要を示しております。

工事概要図の例



■ 工事概要図に記載すべき事項と留意点 (回答時は削除)

- ①すべての応募者が連系された場合の工事概要を記載する。
- ②入札対象工事増強箇所を「赤」で記載する。
- ③増強の必要性がわかる情報を記載する。
(例) 入札対象設備に係る潮流と設備容量 (対策前/対策後)
- ④系統連系希望者の連系箇所と入札対象設備の関係性がわかるよう記載すること。(系統連系希望者の連系箇所を「赤」で明示)

○入札対象工事の工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分		項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
入札対象設備	架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
		電線	km	km	km	
	地中線	管路	km	km	km	
		マンホール	箇所	箇所	箇所	
		電力ケーブル	km	km	km	
	変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
		変圧器	台	台	台	
		調相設備	式	式	式	
		保護継電装置	式	式	式	
		転送遮断装置	式	式	式	
	給電設備	システム改修	式	式	式	
	通信設備	通信装置	式	式	式	
		光ケーブル	km	km	km	
		メタルケーブル	km	km	km	
その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—		

■ 記載時の留意点（回答時削除）

新旧共通で明示することも可とするが、新ルールにおける算定では基幹系統の送変電設備は、原則として一般負担となるため、新旧ルールで特定負担の対象設備が異なる場合がある。

この場合、当該設備に関する一般負担額が「一般負担の上限額超過分」の算定に織りこまれることを注釈等で記載すること。

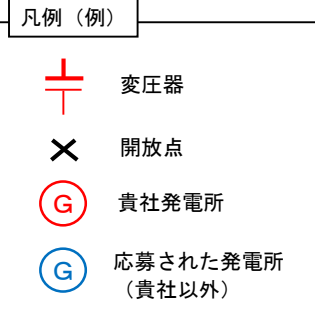
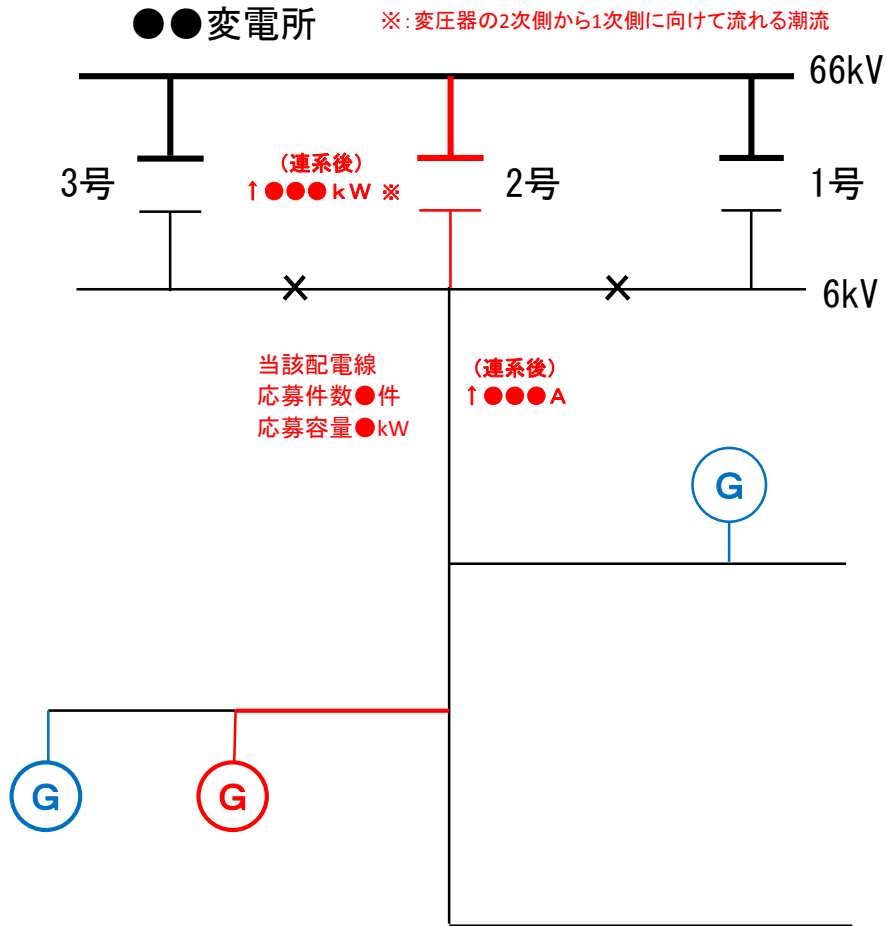
（例：対象設備に ※ を記載し、欄外に下記の趣旨について記載する等）

※ 当該設備は、費用負担ガイドラインに基づき基幹系統の送変電設備となるため、原則として一般負担となりますが、「一般負担のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超えた額（以下「一般負担の上限額超過分」といいます。）の算定では、当該設備の一般負担額を含めて算定されます。

○電源線工事及び変電所バンク逆潮流対策工事 工事概要図

全ての応募者が連系された場合の工事概要を示しております。

工事概要図の例



■ 工事概要図に記載すべき事項と留意点 (回答時は削除)

- ①すべての応募者が連系された場合の工事概要を記載する。
- ②電源線の増強箇所を「赤」で記載する。
- ③配電線引出口の連系後潮流を記載する。
- ④応募された他発電所もシンボルで記載する。
(既設発電所等と区別できるように記載する)
- ⑤連系される配電線の応募件数、応募容量を記載する。
(当該連系希望者を含む)

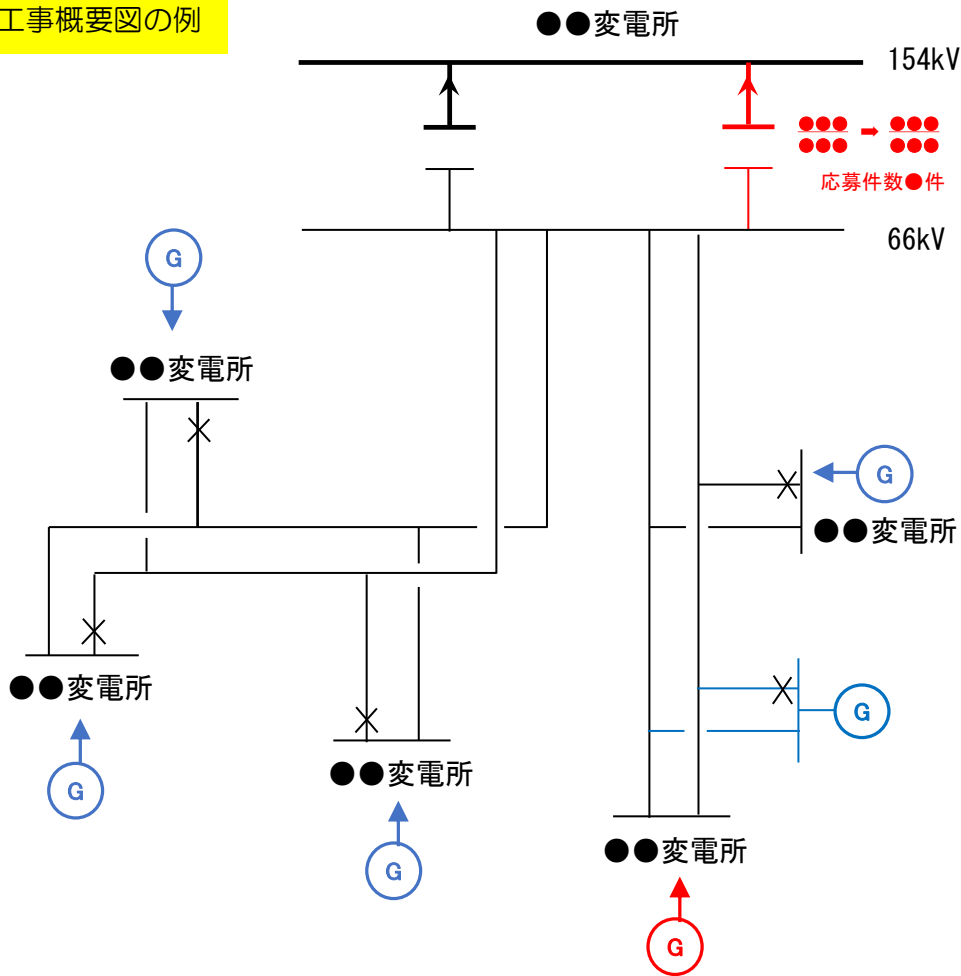
○電源線工事及び変電所バンク逆潮流対策工事の工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分		項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
電 源 線	架空線	支持物（電柱）	本	本	本	
		高压線	m	m	m	
		高压引込線	m	m	m	
		開閉器	台	台	台	
		変圧器	台	台	台	
		電圧調整器	台	台	台	
	地中線	管路	m	m	m	
		マンホール	箇所	箇所	箇所	
		高压ケーブル	m	m	m	
	通信設備	通信装置	式	式	式	
		光ケーブル	km	km	km	
		メタルケーブル	km	km	km	
	計量設備	計量器	台	台	台	
		計器用変成器	台	台	台	
	その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	
変電所・バンク逆潮流対策	変電設備	変電所・バンク逆潮流対策	式	式	式	

○その他供給設備工事 工事概要図

全ての応募者が連系された場合の工事概要を示しております。

工事概要図の例



凡例 (例)

$\frac{\text{潮流 (MW)}}{\text{設備容量 (MW)}}$	
	変圧器
	開放点
	貴社発電所
	応募された発電所 (貴社以外)

■ 工事概要図に記載すべき事項と留意点 (回答時は削除)

①すべての応募者が連系された場合の工事概要を記載する。

②その他供給設備の増強箇所を「赤」で記載する。

③増強箇所の必要性がわかる情報を記載する。

(例) 増強箇所の潮流と設備容量 (対策前/対策後)

④応募された他発電所もシンボルで記載する。

(既設発電所等と区別し、配電用変電所へ連系される応募者は一括記載)

⑤増強箇所を共用する応募件数を記載する。(配電用変電所バンク増強も同様)

(当該系統連系希望者を含む)

○その他供給設備工事の工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)	
その他供給設備	架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
		電線	km	km	km	
	地中線	管路	km	km	km	
		マンホール	箇所	箇所	箇所	
		電力ケーブル	km	km	km	
	変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
		変圧器	台	台	台	
		調相設備	式	式	式	
		保護継電装置	式	式	式	
		転送遮断装置	式	式	式	
	給電設備	システム改修	式	式	式	
	通信設備	通信装置	式	式	式	
		光ケーブル	km	km	km	
		メタルケーブル	km	km	km	
	その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

■ 記載時の留意点（回答時削除）

新旧共通で明示することも可とするが、新ルールおける算定では基幹系統の送変電設備は、原則として一般負担となるため、新旧ルールで特定負担の対象設備が異なる場合がある。

この場合、当該設備の一般負担額が「一般負担の上限額超過分」の算定に織り込まれることを注釈等で記載すること。

（例：対象設備に ※ を記載し、欄外に下記の趣旨について記載する等）

※ 当該設備は、費用負担ガイドラインに基づき基幹系統の送変電設備となるため、原則として一般負担となりますが、「一般負担のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超えた額（以下「一般負担の上限額超過分」といいます。）の算定では、当該設備の一般負担額を含めて算定されます。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

(4) 所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

(回答時は下記のいずれかとし、どちらかを削除)

工事費負担金の入金後 年 ヶ月程度

募集プロセス完了後 年 ヶ月程度

○概略工程表

(5) 申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況および必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	不適合の場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他（ ）		
②	発電機定数	適・不適・その他（ ）		
③	力率	適・不適・その他（ ）		
④	発電設備等の運転可能周波数	適・不適・その他（ ）		
⑤	電圧変動対策	適・不適・その他（ ）		
⑥	電力品質対策	適・不適・その他（ ）		
⑦	短絡故障電流対策	適・不適・その他（ ）		
⑧	保護装置	適・不適・その他（ ）		
⑨	中性点接地装置	適・不適・その他（ ）		
⑩	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他（ ）		
⑪	線路無電圧確認装置	適・不適・その他（ ）		
⑫	保安通信用電話設備	適・不適・その他（ ）		
⑬	給電情報伝送装置	適・不適・その他（ ）		
⑭	F R T 要件	適・不適・その他（ ）		
⑮	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】（平成●●年●月●●日）
- (b) 託送供給約款【●●電力株式会社】（平成●年●月●日）
- (c) 系統連系技術要件【託送供給約款別冊】【●●電力株式会社】（平成●年●月●日）
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】（平成●年●月●日）
- (e) 系統連系規程（JESC）※追補版を含む【社団法人日本電気協会】（平成●年●月●日）
- (f) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】（平成●年●月●日）
- (g) 系統アクセスルール【●●電力株式会社】（平成●●年●月●●日）
- (h) 設備形成ルール【●●電力株式会社】（平成●●年●月●●日）
- (i) その他（必要により記載）

(6) 接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度：
- (b) 検討断面：
- (c) その他：

(7) 運用上の制約

- (a) 制約有無：あり・なし
- (b) (制約ありの場合) 制約の根拠：

(8) その他

4. 添付資料

以上

接続検討回答書

(特高版)

様式 BP7(特高)-2016●●●●

回答日 年 月 日

1. 申込者等の概要

申込者	
応募受付番号	
子エリア	
検討者	

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

(2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

(a) 送電経路図

(b) 工事概要図

(c) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(d) 工事の必要性と設備規模：

(3) 概算工事費

○概算工事費の総額

- ・概算工事費の総額 ●●●●千円（消費税等相当額 ●●●千円を含む）※1

a. 入札対象工事	●●●●千円（消費税等相当額を除く）
●●線増強工事	●●●●千円
●●線増強工事	●●●●千円
●●変電所●号変圧器増設	●●●●千円
開閉所新設	●●●●千円

b. 電源線工事	●●●●千円（消費税等相当額を除く）
架空線工事	●●●●千円
地中線工事	●●●●千円
変電設備工事	●●●●千円
給電設備工事	●●●●千円
通信設備工事	●●●●千円
計量設備工事	●●●●千円
その他	●●●●千円

c. その他供給設備工事	●●●●千円（消費税等相当額を除く）
●●線増強工事	●●●●千円
●●線増強工事	●●●●千円
●●変電所●号変圧器増設	●●●●千円

※1：全ての応募者が連系を行うことを前提とした場合の工事費。

(4) 工事費負担金概算

○新費用負担ルールにおける工事費負担金概算

①. 入札対象工事の特定負担額 ●●●●千円（消費税等相当額●●●●千円を含む）

a	入札対象工事(工事概要図参照)	●●●●千円（消費税等相当額を除く）※1
	●●線増強工事	●●●●千円
	●●線増強工事	●●●●千円
	●●変電所●号変圧器増設	●●●●千円
	開閉所新設	●●●●千円

②. 入札対象工事を除く工事の特定負担額（一般負担の上限額超過分は含まない）

●●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額●●●●千円を含む）

a.	電源線工事(工事概要図参照)	●●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額を除く）※2		
	設備区分	単独連系の場合	電源線を共用する場合	
			容量按分負担時	全額負担時
	架空線工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	地中線工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	変電設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	給電設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	通信設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	計量設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

b.	その他供給設備工事 (工事概要図参照)	●●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額を除く）※3		
	設備区分	単独連系の場合	供給設備を共用する場合	
			容量按分負担時	全額負担時
	●●線増強工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	●●線増強工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
	●●(変)●号変圧器増設	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

③. 一般負担の上限額超過分※4 ※5 ●●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額●●●●千円を含む）

一般負担の上限額超過分	単独連系の場合	設備を共用する場合	
		容量按分負担時	全額負担時
	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

(入札対象工事の工事費負担金について)

※1：全ての応募者が連系を行うことを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額の全額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過している場合には、募集容量相当の電源が連系することを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額の全額。

(電源線工事の工事費負担金について)

※2：それぞれの区分における電源線工事の工事負担金の算出方法は以下のとおり。

- ① 単独連系の場合 応募者が単独で連系した場合の電源線の工事費用全額
- ② 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となる電源線の工事費用を応募者の最大受電電力で按分した額
- ③ 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となる電源線の工事費用全額

(その他供給設備工事の工事費負担金について)

※3：それぞれの区分におけるその他供給設備工事の工事費負担金の算出方法は以下のとおり。

- ① 単独連系の場合 応募者が単独で連系した場合のその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額の全額
- ② 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額を応募者の最大受電電力で按分した額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過する場合（子エリアの募集容量を超過する場合を含む）、対象エリア内の個々の共用設備の特定負担額の算定にあたっては、超過分の電源は連系しないものとする。
- ③ 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額の全額

(一般負担の上限額超過分について)

※4：一般負担の上限額超過分とは、費用負担ガイドラインによる「一般負担のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」を超えた額をいう。

※5：一般負担の上限額超過分は、それぞれの対策工事の一般負担額を応募者に割り付けて算出する。それぞれの区分における応募者への割付方法は以下のとおり。

- ① 入札対象工事にかかる一般負担額 過去の実績を踏まえ、「応募者の最大受電電力の合計値の●%（連系見込量）」の電源が連系することを前提に、入札対象工事の一般負担額を応募者の最大受電電力で按分して算出。但し、「応募者の最大受電電力の合計値の●%」が募集容量を超過する場合には、募集容量相当の電源が連系することを前提に算出する。（●%は、広域機関と協議して決定したもの）
- ② その他供給設備にかかる一般負担額
 - (a) 単独連系の場合 貴社が単独で連系した場合のその他供給設備工事の一般負担額の全額
 - (b) 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備工事の一般負担額を応募者の最大受電電力で按分した額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過する場合（子エリアの募集容量を超過する場合を含む）、対象エリア内の個々の共用設備の一般負担額の割付にあたっては、超過分の電源は連系しないものとする。
 - (c) 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備工事の一般負担額の全額

○旧費用負担ルールにおける工事費負担金概算

①. 入札対象工事の特定負担額 ●●●●千円（消費税等相当額●●●千円を含む）

a. 入札対象工事(工事概要図参照)	●●●●千円（消費税等相当額を除く）※1
●●線増強工事	●●●●千円
●●線増強工事	●●●●千円
●●変電所●号変圧器増設	●●●●千円
開閉所新設	●●●●千円

②. 入札対象工事を除く工事の特定負担額

●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額●●●千円を含む）

a. 電源線工事(工事概要図参照)	●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額を除く）※2		
設備区分	単独連系の場合	電源線を共用する場合	
		容量按分負担時	全額負担時
架空線工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
地中線工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
変電設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
給電設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
通信設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
計量設備工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

b. その他供給設備工事 (工事概要図参照)	●●●千円～●●●●千円（消費税等相当額を除く）※3		
設備区分	単独連系の場合	供給設備を共用する場合	
		容量按分負担時	全額負担時
●●線増強工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
●●線増強工事	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円
●●(変)●号変圧器増設	●●●●千円	●●●●千円	●●●●千円

(入札対象工事の工事費負担金について)

※1：全ての応募者が連系を行うことを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額の全額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過している場合には、募集容量相当の電源が連系することを前提とした対策工事の工事費用の特定負担額の全額。

(電源線工事の工事費負担金について)

※2：それぞれの区分における電源線工事の工事負担金の算出方法は以下のとおり。

- ① 単独連系の場合 応募者が単独で連系した場合の電源線の工事費用全額
- ② 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となる電源線の工事費用を応募者の最大受電電力で按分した額
- ③ 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となる電源線の工事費用全額

(その他供給設備工事の工事費負担金について)

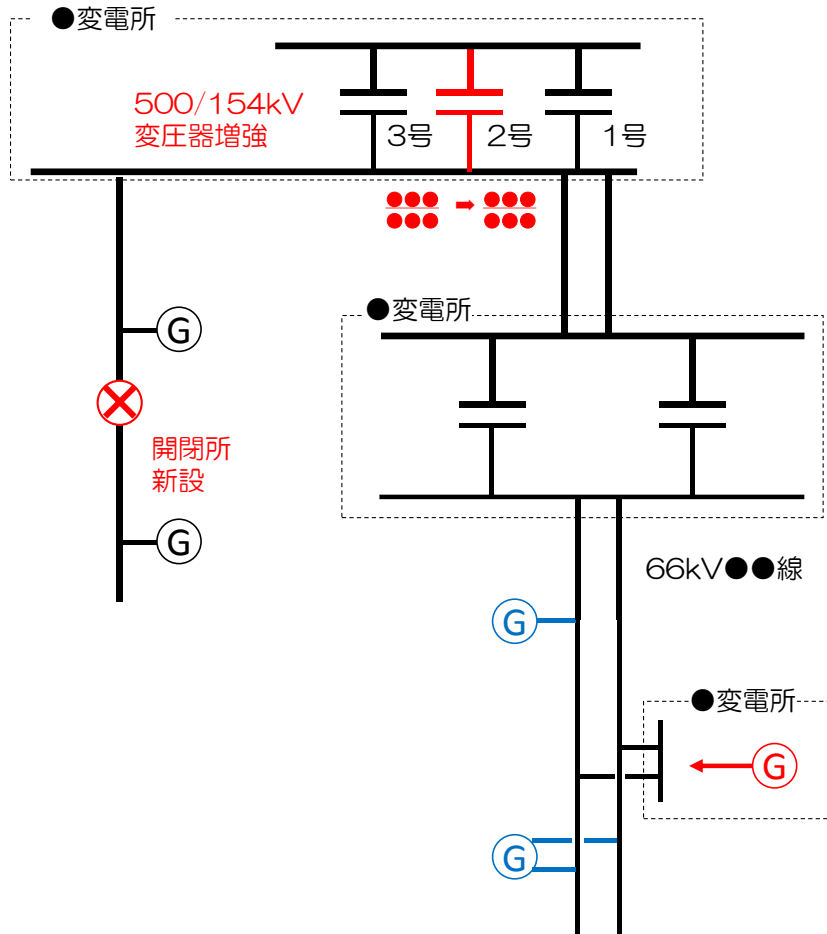
※3：それぞれの区分におけるその他供給設備工事の工事費負担金の算出方法は以下のとおり。

- ① 単独連系の場合 応募者が単独で連系した場合のその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額の全額
- ② 設備を共用する場合（容量按分負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額を応募者の最大受電電力で按分した額。ただし、応募者の最大受電電力の合計値が募集容量を超過する場合（子エリアの募集容量を超過する場合を含む）、対象エリア内の個々の共用設備の特定負担額の算定にあたっては、超過分の電源は連系しないものとする。
- ③ 設備を共用する場合（全額負担時） 全ての応募者が連系を行うことを前提とし、対策が必要となるその他供給設備の工事費用にかかる特定負担額の全額

○入札対象工事 工事概要図

全ての応募者が連系された場合の工事概要を示しております。

工事概要図の例



■ 工事概要図に記載すべき事項と留意点 (回答時は削除)

①すべての応募者が連系された場合の工事概要を記載する。

②入札対象工事増強箇所を「赤」で記載する。

③増強の必要性がわかる情報を記載する。

(例) 入札対象設備に係る潮流と設備容量 (対策前/対策後)

④系統連系希望者の連系箇所と入札対象設備の関係性がわかるよう

記載すること。(当該事業者の連系箇所を「赤」で明示)

○入札対象工事の工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分		項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
入札対象設備	架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
		電線	km	km	km	
	地中線	管路	km	km	km	
		マンホール	箇所	箇所	箇所	
		電力ケーブル	km	km	km	
	変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
		変圧器	台	台	台	
		調相設備	式	式	式	
		保護継電装置	式	式	式	
		転送遮断装置	式	式	式	
	給電設備	システム改修	式	式	式	
	通信設備	通信装置	式	式	式	
		光ケーブル	km	km	km	
		メタルケーブル	km	km	km	
	その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

■ 記載時の留意点（回答時削除）

新旧共通で明示することも可とするが、新ルールにおける算定では基幹系統の送変電設備は、原則として一般負担となるため、新旧ルールで特定負担の対象設備が異なる場合がある。

この場合、当該設備に関する一般負担額が「一般負担の上限額超過分」の算定に織りこまれることを注釈等で記載すること。

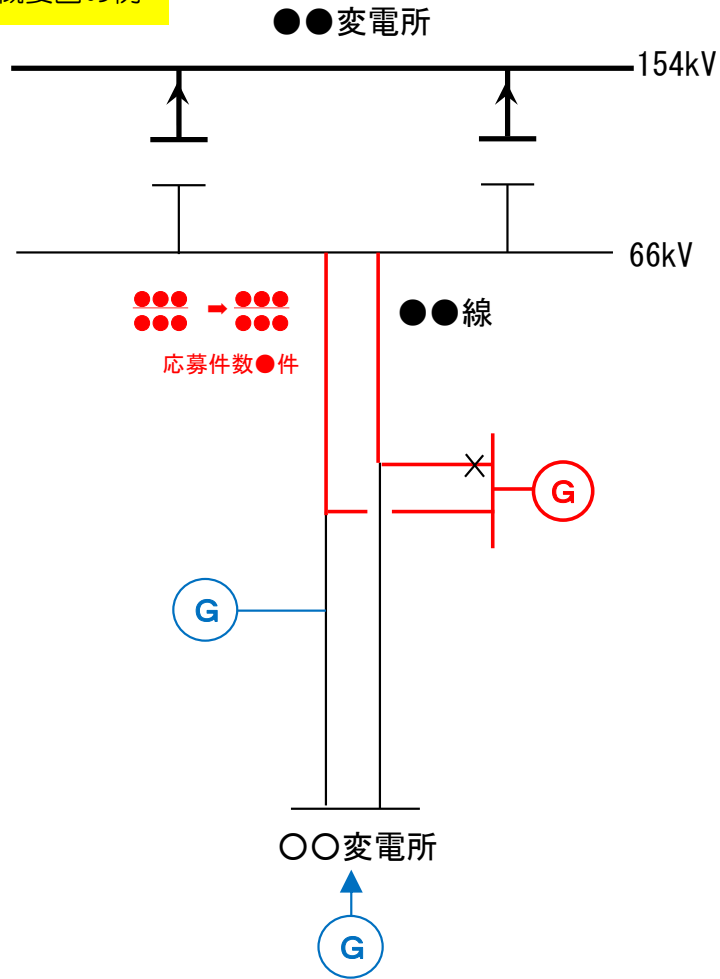
（例：対象設備に ※ を記載し、欄外に下記の趣旨について記載する等）

※ 当該設備は、費用負担ガイドラインに基づき基幹系統の送変電設備となるため、原則として一般負担となりますが、「一般負担のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超えた額（以下「一般負担の上限額超過分」といいます。）の算定では、当該設備の一般負担額を含めて算定されます。

○電源線 工事概要図

全ての応募者が連系された場合の工事概要を示しております。

工事概要図の例



凡例 (例)

潮流 (MW)	
設備容量 (MW)	
変圧器	+
開放点	X
貴社発電所	G (red)
応募された発電所 (貴社以外)	G (blue)

■ 工事概要図に記載すべき事項と留意点 (回答時は削除)

①すべての応募者が連系された場合の工事概要を記載する。

②電源線の増強箇所を「赤」で記載する。

③増強箇所の必要性がわかる情報を記載する。

(例) 増強箇所の潮流と設備容量 (対策前/対策後)

④応募された他発電所もシンボルで記載する。

(既設発電所等と区別し、配電用変電所へ連系される応募者は一括記載)

⑤増強箇所を共用する応募件数を記載する。

(当該連系希望者を含む)

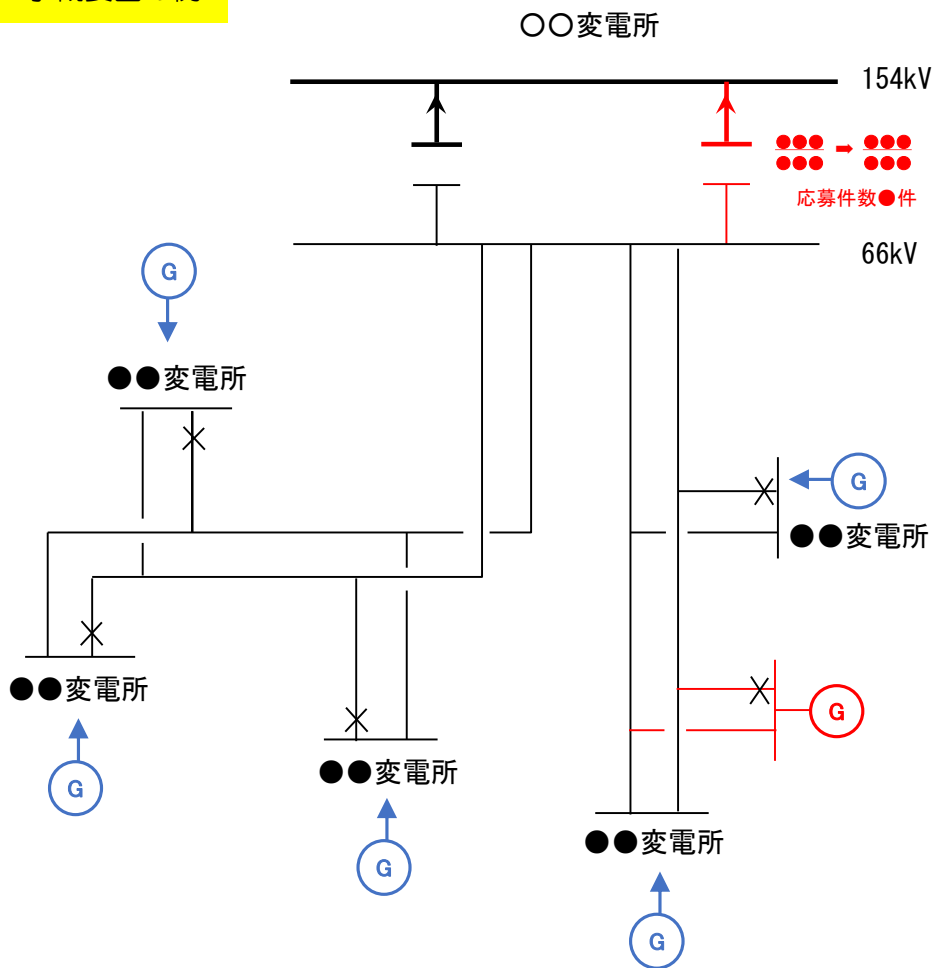
○電源線の工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分		項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)
電 源 線	架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
		電線	km	km	km	
	地中線	管路	km	km	km	
		マンホール	箇所	箇所	箇所	
		電力ケーブル	km	km	km	
	変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
		変圧器	台	台	台	
		調相設備	式	式	式	
		保護継電装置	式	式	式	
		転送遮断装置	式	式	式	
	給電設備	システム改修	式	式	式	
	通信設備	通信装置	式	式	式	
		光ケーブル	km	km	km	
		メタルケーブル	km	km	km	
	計量設備	計量器	台	台	台	
		計器用変成器	台	台	台	
	その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

○その他供給設備工事 工事概要図

全ての応募者が連系された場合の工事概要を示しております。

工事概要図の例



凡例 (例)

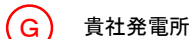
潮流 (MW)
設備容量 (MW)



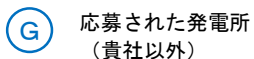
変圧器



開放点



貴社発電所



応募された発電所
(貴社以外)

■ 工事概要図に記載すべき事項と留意点 (回答時は削除)

①すべての応募者が連系された場合の工事概要を記載する。

②その他供給設備の増強箇所を「赤」で記載する。

③増強箇所の必要性がわかる情報を記載する。

(例) 増強箇所の潮流と設備容量 (対策前/対策後)

④応募された他発電所もシンボルで記載する。

(既設発電所等と区別し、配電用変電所へ連系される応募者は一括記載)

⑤増強箇所を共用する応募件数を記載する。

(当該系統連系希望者を含む)

○その他供給設備工事の工事費負担金概算の対象設備（算定根拠）

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修・撤去	備考 (設備機器・材料の仕様、工事方法等)	
その他供給設備	架空線	支持物（鉄塔）	基	基	基	
		電線	km	km	km	
	地中線	管路	km	km	km	
		マンホール	箇所	箇所	箇所	
		電力ケーブル	km	km	km	
	変電設備	引出設備	回線	回線	回線	
		変圧器	台	台	台	
		調相設備	式	式	式	
		保護継電装置	式	式	式	
		転送遮断装置	式	式	式	
	給電設備	システム改修	式	式	式	
	通信設備	通信装置	式	式	式	
		光ケーブル	km	km	km	
		メタルケーブル	km	km	km	
	その他	調査測量費・用地取得費・設計費等	—	—	—	

■ 記載時の留意点（回答時削除）

新旧共通で明示することも可とするが、新ルールにおける算定では基幹系統の送変電設備は、原則として一般負担となるため、新旧ルールで特定負担の対象設備が異なる場合がある。

この場合、当該設備の一般負担額が「一般負担の上限額超過分」の算定に織り込まれることを注釈等で記載すること。

（例：対象設備に ※ を記載し、欄外に下記の趣旨について記載する等）

※ 当該設備は、費用負担ガイドラインに基づき基幹系統の送変電設備となるため、原則として一般負担となりますが、「一般負担のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として判断される基準額」（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超えた額（以下「一般負担の上限額超過分」といいます。）の算定では、当該設備の一般負担額を含めて算定されます。

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

(4) 所要工期（発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間）

(回答時は下記のいずれかとし、どちらかを削除)

工事費負担金の入金後 年 ヶ月程度
 募集プロセス完了後 年 ヶ月程度

○概略工程表

(5) 申込者に必要な対策

発電者側（受電側）接続検討申込書でご提示頂いた内容に対する適合状況および必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	不適合の場合の追加対策内容	根拠
①	電気方式・受電電圧	適・不適・その他 ()		
②	発電機定数	適・不適・その他 ()		
③	力率	適・不適・その他 ()		
④	発電設備等の運転可能周波数	適・不適・その他 ()		
⑤	電圧変動対策	適・不適・その他 ()		
⑥	電力品質対策	適・不適・その他 ()		
⑦	系統安定度対策	適・不適・その他 ()		
⑧	短絡・地絡故障電流対策	適・不適・その他 ()		
⑨	保護装置	適・不適・その他 ()		
⑩	中性点接地装置・電磁誘導障害対策	適・不適・その他 ()		
⑪	自動負荷制限装置・発電抑制	適・不適・その他 ()		
⑫	線路無電圧確認装置	適・不適・その他 ()		

⑬	保安通信用電話設備	適・不適・その他 ()		
⑭	給電情報伝送装置	適・不適・その他 ()		
⑮	F R T要件	適・不適・その他 ()		
⑯	その他			

※根拠欄が示すものは以下の通り

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】(平成●●年●月●●日)
- (b) 託送供給約款【●●電力株式会社】(平成●●年●月●●日)
- (c) 系統連系技術要件【託送供給約款別冊】【●●電力株式会社】[(平成●●年●月●●日)
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】(平成●●年●月●●日)
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】
(平成●●年●月●●日)
- (f) 系統連系規程 (JESC) ※追補版を含む【社団法人日本電気協会】(平成●●年●月●●日)
- (g) 系統アクセスルール【●●電力株式会社】(平成●●年●月●●日)
- (h) 設備形成ルール【●●電力株式会社】(平成●●年●月●●日)
- (i) その他 (必要により記載)

(6) 接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度 :
- (b) 検討断面 :
- (c) その他 :

(7) 運用上の制約

- (a) 制約有無 : あり・なし
- (b) (制約ありの場合) 制約の根拠 :

(8) その他

4. 添付資料

以上